

第6章 諸手続き

詳細は、「多目的ダムの建設（平成17年度版）第1巻（計画・行政編）」（(財)ダム技術センター編、平成17年6月発行）によるものとする。

第1節 補助ダムの手続き、打合せの流れ

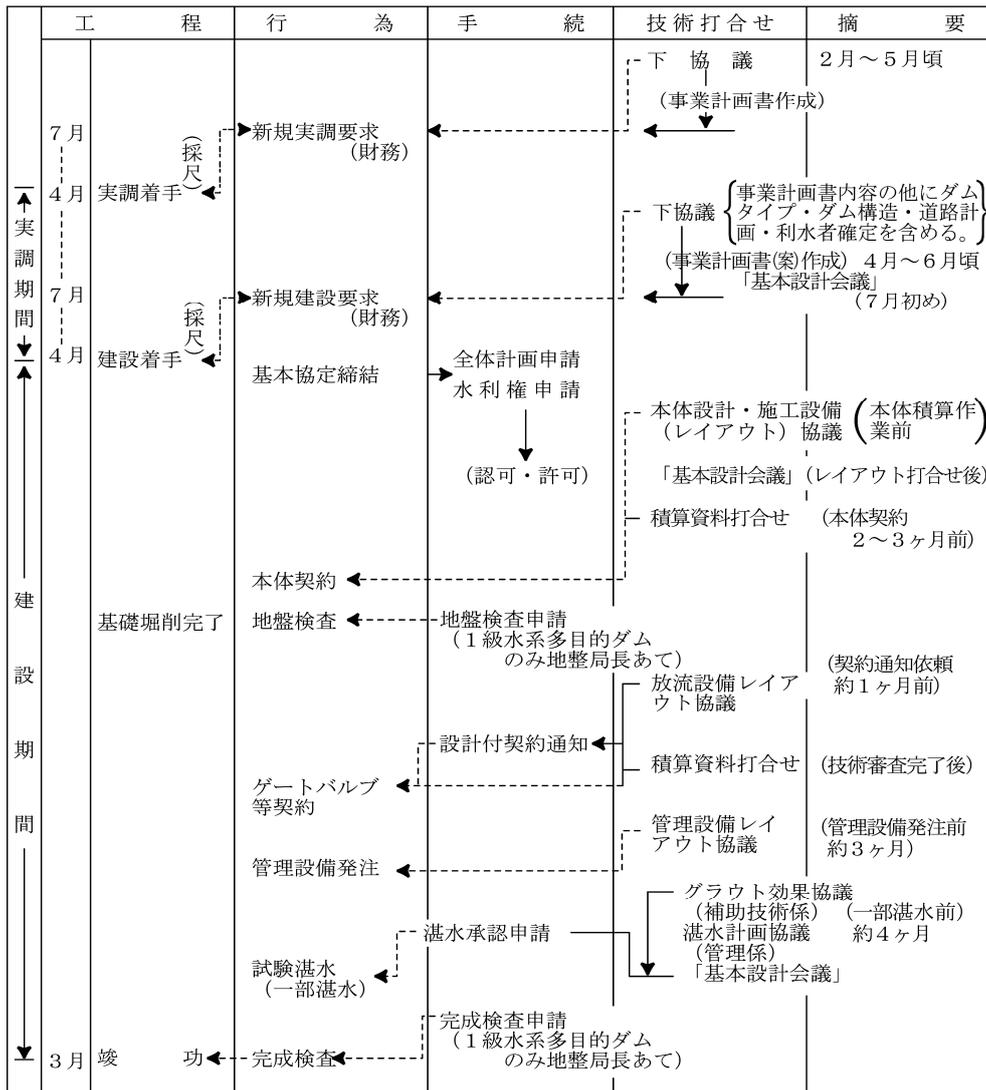


図6-1

- (注)① 打合せ協議は、行為の事前に行うことを厳守するが、打合せ協議後に修正検討期間がとれるよう早めに行うこと。
- ② 打合せは、その回数を少なくするため、他の事項と兼ねるよう努めること。

1 補助多目的ダム

(注) 法とは河川法

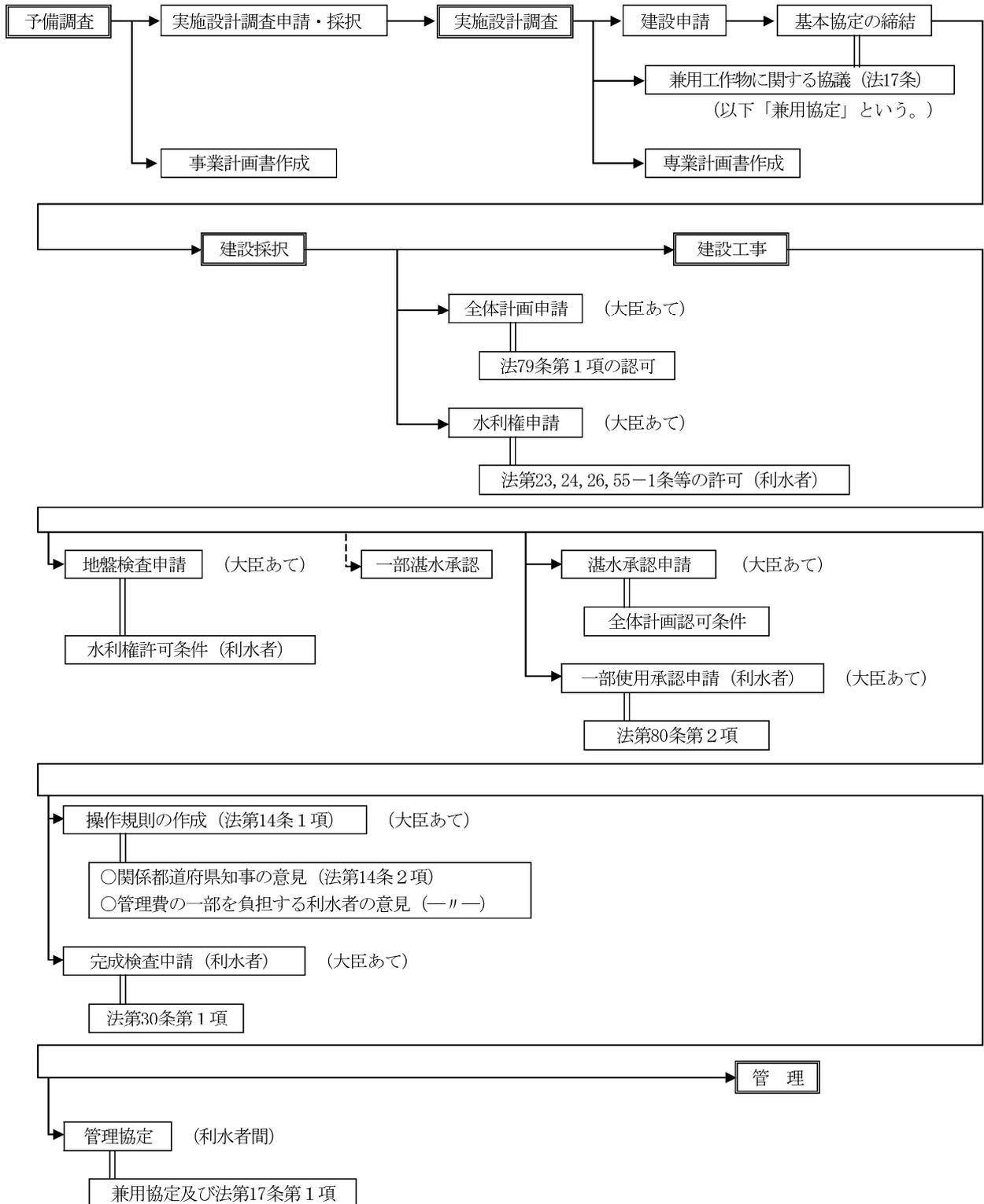


図 6 - 2

2 補助治水ダム

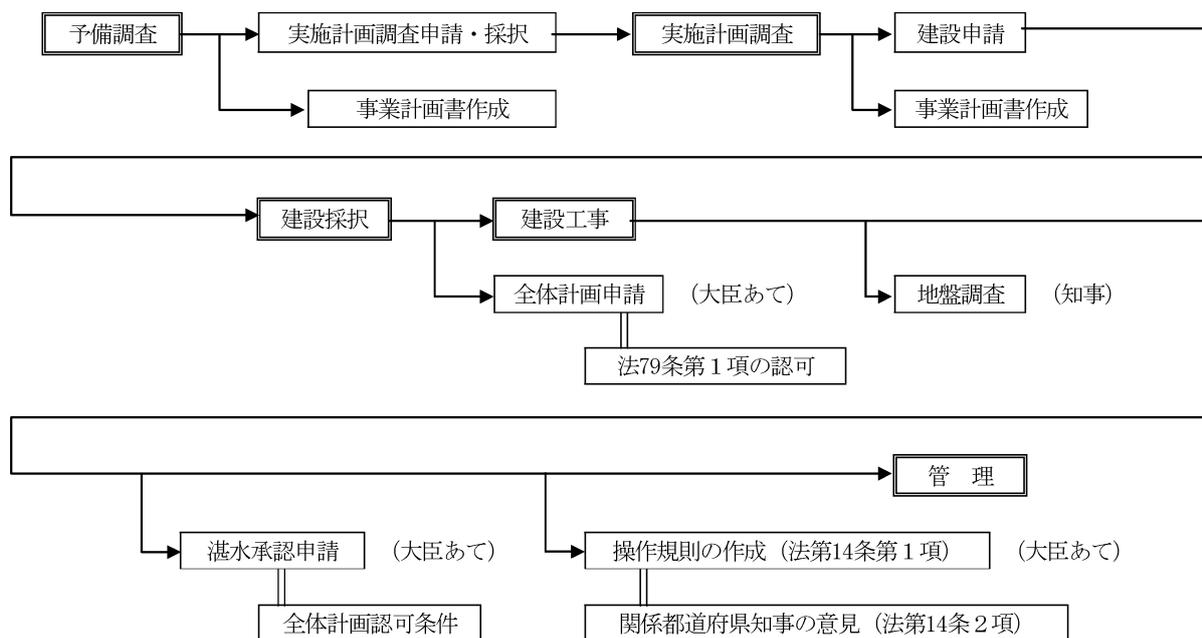


図6-3

第2節 その他の手続き

1 一般補償基準及び特殊補償の承認申請

国庫補助金等交付決定の補助条件として、「本事業の施行にあたり、一般補償基準を作成する場合及び特殊補償（軽微なものを除く。）を行う場合においては、あらかじめ、国土交通大臣の承認を受けなければならない」となっている。

(1) 一般補償

ダム建設事業に必要な土地の取得又は土地等の使用に伴う損失の補償である。

(2) 特殊補償

特殊補償の種類には、鉱業権、温泉権、採石権、漁業権、発電所、電柱（鉄塔）及び鉄軌道等がある。

「軽微なもの」とは、補償金額が200万円以下のものとして運用されている。